# 補助金シート(令和6年度)

所属	下水道課
----	------

補助釒	金名称	生駒市宅地内汚水ポンプ設置整備工事補助金及び維持管理補助金
根拠	心法令	生駒市宅地内汚水ポンプ設置整備工事補助金及び維持管理補助金交付要綱

## 1 補助金の基本データ

1 開助金の金本ノ ス					
	(補助金を導入した経緯や	補助金交付の目的を具体的に記入する。)			
補助金の導入経緯・目的	・これまで下水道の整内汚水ポンプ設備補助者負担金の増収を図る	平成23年度から本補助金を導入した。 登備が出来なかった宅地に、合併処理浄化槽補助に代わって宅地力を実施し、下水道の普及を促進することで下水道使用料と受益る。 5水ポンプ設備を導入した者の維持管理費用の負担軽減。			
	(補助金の交付対象者を具	体的に記入する。)			
補助金の交付対象者	設備を設置する者。	も下水道に汚水を排除することが困難な敷地に宅地内汚水ポンプ 設備を使用し、適正に維持管理を行っている者。			
	(補助金の交付対象事業を	具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)			
補助対象事業の内容	・宅地内汚水ポンプ設備の設置工事 ・宅地内汚水ポンプ設備の維持管理				
		体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)			
補助対象経費	・宅地内汚水ポンプ設備の設置工事費  ・宅地内汚水ポンプ設備の維持管理費相当額				
	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)				
補助率・補助単価 補助限度額	補助率・補助単価	設置補助:342,000円 維持管理補助: ポンプ1台警報機なし7,000円 ポンプ1台警報機あり16,000円 ポンプ2台警報機なし11,000円 ポンプ2台警報機あり20,000円			
	補助率が2分の1を超え る場合はその理由				
	補助限度額	設置補助:342,000円、維持管理補助:20,000円			
	(補助金の終期と設定した	理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)			
補助金の終期	終期	設定できない			
10 Þ/J ΔΙΣ ▼	終期設定の根拠	下水道整備に伴い、今後も宅内汚水ポンプ設備を必要とする家 屋があることから、終期を設定できない。			

	成果指標	単位	目標値	目標年度
1	下水道普及率	%	85.0	R27
2	年間補助件数(設置補助)	件	6	R5

	現状値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
1	73.0	73.4	73.8	74.3	74.8	75.3
2	0	4	4	4	4	4

#### (成果指標を設定できない場合)

(%) (%) (%) (%) (%) (%) (%) (%) (%) (%)	
成果目標	
R5年度の実績	

3 執行状況 (千円)

	R6予算額	R5予算額	R5決算 見込額	R4予算額	R4決算額	執行率	R3予算額	R3決算額	執行率
総額	1,757	2,461	1,000	3,829	1,968	51.4%	953	209	21.9%
国・県補助金									
その他特定財源									
一般財源	1,757	2,461	1,000	3,829	1,968		953	209	

4	補助金交付基準による検証		
(1)	公益性		
	① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	А	つながっている
	(上記のように評価した具体的理由)	<b>'</b>	
	宅地内汚水ポンプ設備を設置し、公共下水道へ接続することで、衛生的で快適	iな住	:環境を実現できる。
	② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	А	適合している
	(上記のように評価した具体的理由)		
	設置工事費及び維持管理費を補助することで、汚水処理に要する費用負担の公	平性	を図ることが出来る。
	③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	А	合致している
	(上記のように評価した具体的理由)		
	環境モデル都市に選定され、良質な住宅都市として発展してきた本市にとって 共下水道の普及を図ることは市の基本的な政策方針に合致している。	、徫	f生的で快適な住環境を実現できる公
(2)	必要性		
	① 市が関与する妥当性はあるか。	А	大いにある
	(上記のように評価した具体的理由)	•	
	宅内汚水ポンプ設備の設置により下水道事業への増収効果があることに加え、となり、下水道整備費用の削減できることからも関与の妥当性がある。	下水	は道本管の埋設を浅くすることが可能
	② 補助金の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	А	ない
	(上記のように評価した具体的理由)		
	他市において、市が工事費を負担し宅内汚水ポンプを設置する事例があるが、 とが見込まれるため代替策として現実的ではない。	費用	]と人員の負担が非常に大きくなるこ
(3)	補助の効果(成果)		
	① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	Α	認められる
	② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	Α	期待できる
	上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)		
	下水道普及率の向上(本補助金を案内することで、公共汚水桝の設置申請者を	増や	っすことが出来るため)

(4)	補助内容の妥	 当性										
	① 補助金の		合ったもの	)か。		А	 目的 る	ーーー ビおり	である	· >		
	(適合	 しない場合はそ	その理由)									
	②補助金のを行っている	交付先から、こ いか。	さらに他の	)団体等	<b>予へ再交付</b>	寸 (	)	<b>\</b>	×の場	場合、下に再交付	けの内容を記	建載
	再交付	先の名称、件数	<b></b>					-!				
	再交付	の金額、内容										
	再交付	を行っている理	<b>里由</b>									
(5)	5)実績報告等							(適	合しな	い場合はその理	!由)	
		完了後、当該ネ 昆出されている		)成果を	:記載し	te (	)					
	② 領収書又	は契約書の写し	) 等を添付	けさせて	いるか。		<b>O</b>					
	③ 1件当たり 確認している	) 100万円以上の らか。	の経費につ	いては	よ、原本	き	×	要綱(予定)		していないため(	次回改定時に	 .記載
5	運営毒婦別の	交付団体の状況	日(火海学	毒活出(	の担合の:	2, 訂卦)		•				
		文刊 国体切れ	九(次連呂	其無助(	/ <i>J·</i> 勿 ロ <i>U J i</i>	プロ 戦/		(2)	団体等	 の構成人数		人
(1)	交付先 								うち	<b></b>		人
(3)	3) 交付先の構成団体の名称											
(4)	当該補助金の	交付の他に、	交付先に対	けして行	方ってい	る助成	(該当	項目全	てに(	O)		
	事務局業務を行		有料	施設等	の減免を	行ってい	有料施設等の使用料補助を行って いる					
場所 して	や備品、消耗品 いる	等を無償貸与		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)								
(5)	(4)で該当項目	目がある場合、	そのよう	な支援	を行って	いる理	曲					
(6)	補助金交付先	の収支状況									(千	·円)
	1111001 111711		令和4	 年度	- 会和	  3年度				 令和元年度	平成30年	
	歳出決算総額		BAHI	1/2	13.11			I GHI.	/2	PARALL IX	1 /9/100 1	/X
	歳入決算総額											
		` 年度繰越金										
	積立金(R4年						<u> </u>					
(7)		に対する市のと	L 出資状況			有の場を	合出資	額		 千円		
				 E						判断理由		
(-,	(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率 努力をしている。				な運営へ	·Ø				14/// 4/4		
	② 交付団体等	② 交付団体等において適正な監査機能を有している。										
	③ 補助対象紹 る。	養と補助対象外	-経費が明確	催に経理	されてい	`						
6	令和6年度の力	有件										
-												
	方向性	71.9122				判断	理由					

## 補助金シート(令和6年度)

所属   下水道課
-----------

補助金名称	生駒市浄化槽設置整備事業補助金
	循環型社会形成推進交付金交付要綱、奈良県浄化槽設置事業補助金交付要綱 生駒市浄化槽設置整備事業補助金要綱

#### 1 補助金の基本データ

1 開助並の全体 / /					
	(補助金を導入した経緯や	P補助金交付の目的を具体的に記入する。)			
補助金の導入経緯・目的	合併処理浄化槽の普及め、平成3年度から2	及を促進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するた 本補助金を導入した。			
	(補助金の交付対象者を具	具体的に記入する。)			
補助金の交付対象者		道の整備が7年間以内に見込めない地域)において、自ら居住す 里浄化槽を設置する者			
	(補助金の交付対象事業を	上具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)			
補助対象事業の内容	・合併処理浄化槽の新設事業(住宅の新築、増改築時の設置) ・単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換事業(住宅のリフォーム 時の設置)				
	(補助対象となる経費を具	具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)			
補助対象経費	・合併処理浄化槽の設置費用 ・宅内配管工事費用及び撤去費用(転換のみ)				
		加限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) 場合は、その理由も記入する。)			
	  補助率・補助単価 	別表参照(新設補助率約40%、転換補助率約50~60%)			
補助率・補助単価 補助限度額	補助率が2分の1を超え る場合はその理由	個人負担が比較的小さく設置義務がある新設事業に対し、個人 負担が大きく設置義務が無い転換事業をより一層に促進するた め、転換事業の補助率を高めている。			
	補助限度額	別表参照			
	(補助金の終期と設定した	理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)			
補助金の終期	  終期 	令和29年度			
	終期設定の根拠	汚水処理人口普及率が100%になる年度			

#### 2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
1	汚水処理人口普及率	%	100	R29
2	年間補助基数	基	67	R5

	現状値 R6年度		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
1	85.3	89.1	89.7	90.5	91.2	91.9
2	36	67	67	67	67	67

(成果指標を	:設定でき	ない場合)
--------	-------	-------

(水水) 日本と版え ここない 物日/
成果目標
R5年度の実績

3 執行状況 (千円)

	R6予算額	R5予算額	R5決算 見込額	R4予算額	R4決算額	執行率	R3予算額	R3決算額	執行率
総額	29, 256	32,832	15,030	35,838	19, 288	53.8%	35, 448	29,025	81.9%
国・県補助金	16,966	19,286	7,887	20,743	10,551		21,910	15, 271	
その他特定財源									
一般財源	12, 290	13,546	7, 143	15,095	8,737		13,538	13, 754	

4	補助金交付基準による検証										
(1)	公益性										
	① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。		A つながっている								
	(上記のように評価した具体的理由)										
	合併処理浄化槽の普及により河川の水質保全、生活排水による悪臭の軽減等が期待される。										
	② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。		A 適合している								
	(上記のように評価した具体的理由)										
	設置費用が高額となる合併処理浄化槽の個人負担額を軽減 合併処理浄化槽の間における汚水処理に要する個人負担額の										
	③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。		A 合致している								
	(上記のように評価した具体的理由)										
	環境モデル都市に選定され、良質な住宅都市として発展して 環境を実現できる合併処理浄化槽の普及を図ることは市の										
(2)	必要性										
	① 市が関与する妥当性はあるか。		A 大いにある								
	(上記のように評価した具体的理由)										
	浄化槽設置整備補助金は、国・県・市で按分して負担しているわせて、莫大な費用を要する公共下水道による整備を行ったで、効率的な汚水処理を実現できる。	いることから、市の わず、補助金による	)関与は妥当である。また、地域の状況に 5合併処理浄化槽の個人設置を選択するこ								
	② 補助金の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、 ど)	S託等への切替な	A ない								
	(上記のように評価した具体的理由)										
	市が合併処理浄化槽の設置・管理を行い、使用料を徴収すんに大きくなることが見込まれるため代替策として現実的でに		)手法があるが、費用と人員の負担が非常								
(3)	補助の効果(成果)										
	① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。		B 一定程度認められる								
	② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。		B 一定程度期待できる								
	上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)										
	・汚水処理人口普及率の向上 ・単独処理浄化槽からの転換に係る宅内配管工事費補助の額	創設による転換数 <i>の</i>	)増加								
(4)	補助内容の妥当性										
	① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおり	である								
	(適合しない場合はその理由)										
	② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っていないか。	0 1	×の場合、下に再交付の内容を記載								
	再交付先の名称、件数等										
	再交付の金額、内容										
	再交付を行っている理由										

(5)	実績報告等		(適合しない場合はその理由)
	① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	0	
	② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	0	
	③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	×	要綱に記載していないため (次回改定時に記載 予定)

## 5 運営費補助の交付団体の状況(※運営費補助の場合のみ記載)

(1)	交付先					(2)	団体等	<b>デの構成人数</b>		人
(1)	文刊元						うち	臨時職員		人
(3)	交付先の構成団体の名称									
(4)	当該補助金の交付の他に、3	交付先に対し	て行って	いる助成(	該当項	頁目含	全てに	0)		
市が	事務局業務を行っている	有料施	設等の減免	とを行ってい	る		有料がいる	施設等の使用料補助	力を行って	
場所 <sup>2</sup> してい	や備品、消耗品等を無償貸与 いる	その他 (ある場	易合は右欄に	工内容を記入)						
(5)	(4)で該当項目がある場合、	そのような	支援を行っ	っている理師	由					
(6)	補助金交付先の収支状況				(千円)				行円)	
		令和4年月	<b></b>	和3年度	令	和2年	<b>丰度</b>	令和元年度	平成30年	F.度
	歳出決算総額									
	歳入決算総額									
	うち前年度繰越金									
	積立金(R4年度末現在高)									
(7)	補助金交付先に対する市のと	出資状況		有の場合	合出資	額		千円		
(8)	交付先団体等の財務状況及び	 び会計処理				判断理由				
	① 交付先団体等は、自主財源 の努力をしている。	の確保及び効	]率的な運営	堂へ						
	② 交付団体等において適正な	:監査機能を有	īしている。	,						
	③ 補助対象経費と補助対象外 る。	経費が明確に	:経理されて	てい						

## 6 令和6年度の方向性

方向性	判断理由
①現状維持	上記の補助金交付基準による検証に基づき判断した。

#### 別表第1 (第5条関係)

## 単独浄化槽から転換を行う場合の補助金額

		限度額										
人槽区分	通常型	高度処理型 (窒素又はリ ン除去型)	高度処理型 (高度窒素除 去型)	高度処理型 (窒素及びリ ン除去型)	高度処理型 (BOD除 去型)	宅 内 配 管 工事費補助	撤去費補助					
5人槽	330,000 円	384, 000 円	474, 000 円	528, 000 円	489,000円	300,000円	120,000円					
6人槽~7人槽	414, 000 円	486, 000 円	570, 000 円	693, 000 円	654, 000 円	300,000 円	120,000円					
8人槽~10人槽	546, 000 円	609, 000 円	723, 000 円	963, 000 円	903, 000 円	300,000円	120,000円					
11 人槽~20 人槽	939, 000 円	1, 092, 000円	_	1, 674, 000 円	1, 551, 000円	300,000円	120,000円					
21 人槽~30 人槽	1, 472, 000 円	1,860,000円	_	2,811,000円	2, 607, 000円	300,000 円	120,000円					
31 人槽~50 人槽	2, 037, 000円	2, 496, 000 円	_	3,774,000円	3, 501, 000円	300,000 円	120,000円					

## 別表第2 (第5条関係)

## くみ取り槽から転換を行う場合の補助金額

	限度額											
人 槽 区 分	通常型	高度処理型 (窒素又はリ ン除去型)	高度処理型 (高度窒素除 去型)	高度処理型 (窒素及びリ ン除去型)	高度処理型 (BOD除 去型)	宅 内 配 管 工事費補助	撤去費補助					
5人槽	330,000 円	360,000円	474, 000 円	528, 000 円	489,000円	300,000円	90,000円					
6人槽~7人槽	414,000 円	462,000 円	570,000 円	693, 000 円	654, 000 円	300,000円	90,000 円					
8人槽~10人槽	546, 000 円	585, 000 円	723, 000 円	963, 000 円	903, 000 円	300,000 円	90,000 円					
11 人槽~20 人槽	939, 000 円	1, 092, 000 円	_	1,674,000円	1, 551, 000円	300,000円	90,000 円					
21 人槽~30 人槽	1, 472, 000 円	1, 860, 000 円	_	2,811,000円	2, 607, 000 円	300,000 円	90,000 円					
31 人槽~50 人槽	2, 037, 000 円	2, 496, 000 円	_	3, 774, 000 円	3, 501, 000円	300,000 円	90,000 円					

#### 別表第3 (第5条関係)

## 転換を行わない場合の補助金額

	限度額									
人槽区分	通常型	高度処理型 (窒素又はリ ン除去型)	高度処理型 (高度窒素除 去型)	高度処理型 (窒素及びリ ン除去型)	高度処理型 (BOD除 去型)					
5人槽	330,000 円	330,000 円	474, 000 円	528, 000 円	489,000円					
6人槽~7人槽	414, 000 円	414, 000 円	570,000 円	693, 000 円	654, 000 円					
8人槽~10人槽	546, 000 円	546,000円	723, 000 円	963, 000 円	903, 000 円					
11 人槽~20 人槽	939, 000 円	939, 000 円	_	1,674,000円	1, 551, 000円					
21 人槽~30 人槽	1, 472, 000 円	1, 472, 000 円		2,811,000円	2, 607, 000 円					
31 人槽~50 人槽	2, 037, 000 円	2, 037, 000 円	_	3,774,000円	3, 501, 000円					